

令和3年3月24日

各 位

水沢信用金庫

「条件変更手数料等」免除のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けられたお客さまの生活や地域企業の事業活動を緩和するため、融資条件の変更等を希望される場合の手数料を免除とさせていただきます。

対象となる手数料

- 住宅資金条件変更手数料
- 事業資金 証書貸付条件変更手数料
証書貸付一部・全部繰上償還手数料

免除とする期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

ご相談窓口		羽田支店	25-5015
本店	23-5191	南支店	24-5126
前沢支店	56-5511	駅前支店	25-2662
江刺支店	35-2163	胆沢支店	46-4081
金ヶ崎支店	44-5400	東支店	22-5300
原中支店	24-6121	あねたい支店	47-5070